

地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件新旧対照条文

○ 地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（令和二年厚生労働省、農林水産省、告示  
総務省、財務省、  
経済産業省、国土交通省

第二号)

改正後	改正前
<p>第一 地域経済牽引事業の促進に関する事項</p> <p>イ、ホ 「略」</p> <p>へ 環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項</p> <p>(1) ・ (2) 「略」</p> <p>(3) 市街化調整区域における土地利用の調整</p>	<p>第一 地域経済牽引事業の促進に関する事項</p> <p>イ、ホ 「略」</p> <p>へ 環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項</p> <p>(1) ・ (2) 「略」</p> <p>(3) 市街化調整区域における土地利用の調整</p>

---

に關し必要な事項

① 市街化調整区域における土地利用の調整に關する基本的な考え方

重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に当たっては、市街化区域（非線引き都市計画区域）内において現に宅地化された土地の活用を優先するものとする。

ただし、市街化区域において適切な土地がないと認められ、かつ、地形・環境等の自然的条件、雇用、交通、土地利用、産業等の経済的社会的条件及び災害の発生のおそれを総合的に勘案し、やむを

---

に關し必要な事項

① 市街化調整区域における土地利用の調整に關する基本的な考え方

重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に当たっては、市街化区域（非線引き都市計画区域）内において現に宅地化された土地の活用を優先するものとする。

ただし、市街化区域において適切な土地がないと認められ、かつ、地形・環境等の自然的条件、雇用、交通、土地利用、産業等の経済的社会的条件及び災害の発生のおそれを総合的に勘案し、やむを

---

得ないと認められる場合には、都市計画

(都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を含む。)

及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれることを前提に、市街化調整区域において重点促進区域及び土地利用調整区域を定めることを妨げないものとする。

この場合、重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に伴い、市街化調整区域において大規模な公共施設整備を要することのないようにするとともに、地域経済牽引事業と関係のない施設、商業施設

---

得ないと認められる場合には、都市計画

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を含む。)及び都市計画法第十八条

の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれることを前提に、市街化調整区域において重点促進区域及び土地利用調整区域を定めることを妨げないものとする。

この場合、重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に伴い、市街化調整区域において大規模な公共施設整備を要することのないようにするとともに、地域経済牽引事業と関係のない施設、商業施設

---

---

等の集客性のある施設又は住宅等の市街化を促進する施設の新たな立地を誘発しないことが求められる。

② 市街化調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設

(1) 及び(3)①を踏まえ、市街化調整区域に設定される重点促進区域及び土地利用調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設としては、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不适当であって、地域経済牽引事業の効果を発揮する上で次のような立地を得られ

---

等の集客性のある施設又は住宅等の市街化を促進する施設の新たな立地を誘発しないことが求められる。

② 市街化調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設

(1) 及び(3)①を踏まえ、市街化調整区域に設定される重点促進区域及び土地利用調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設としては、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不适当であって、地域経済牽引事業の効果を発揮する上で次のような立地を得られ

---

ることが特に必要であると認められる以下  
のものが考えられる。

(i) 〔略〕  
(iv) 〔略〕

(v) 地域における産業立地の促進のため  
に必要と認められる区域

都市計画法第六条の二の都市計画区  
域の整備、開発及び保全の方針並びに  
同法第十八条の二の市町村の都市計画  
に関する基本的な方針に記載された産  
業立地のための土地利用に関する事項  
の内容に即して、地方公共団体が基本  
計画の重点促進区域内に、高速自動車  
国道等のインターチェンジ又は幹線道

ることが特に必要であると認められる以  
下のものが考えられる。

(i) 〔略〕  
(iv) 〔略〕

〔新設〕

路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第一項に規定する都市機能増進施設を除く。）

(4)

〔略〕

ト  
〔略〕

(4)

〔略〕

ト  
〔略〕